



# 鳥取県公報

平成 19 年 3 月 2 日 (金)  
第 7 8 6 7 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	平成 18 年度鳥取県一般会計補正予算等 (173) (財政課) . . . . . 2
	全国自治宝くじ事務協議会規約の変更 (174) (〃) . . . . . 16
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (175) (西部総合事務所県民局) . . . . . 17
	保安林の指定施業要件の変更予定 (176) (日野総合事務所農林局) . . . . . 17
	生活保護法による介護機関の指定 (177) (福祉保健課) . . . . . 18
	特定計量器の定期検査の実施 (178) (食の安全・くらしの安心推進課) . . . . . 18
	飼料の試験の結果の概要 (179) (畜産課) . . . . . 19
	保安林の指定施業要件の変更予定 (3 件) (180~182) (森林保全課) . . . . . 19
	車両制限令による道路等の指定 (183) (道路企画課) . . . . . 21
◇ 選管告示	個人演説会等を開催することができる施設の指定 (12) . . . . . 22
	個人演説会等を開催することができる施設の変更 (13) . . . . . 22
	個人演説会等を開催することができる施設の指定の解除 (14) . . . . . 23
◇ 公 告	平成 19 年度前期技能検定の実施 (労働雇用課) . . . . . 23
	平成 19 年度随時技能検定の実施 (〃) . . . . . 27
	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (5 件) (森林保全課) . . . . . 28

# 告 示

## 鳥取県告示第 173 号

平成18年11月定例県議会で12月18日に議決された平成18年度鳥取県一般会計補正予算、平成18年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計補正予算、平成18年度鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算、平成18年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算、平成18年度鳥取県育英奨学事業特別会計補正予算、平成18年度鳥取県電気事業会計補正予算、平成18年度鳥取県営工業用水道事業会計補正予算、平成18年度鳥取県埋立事業会計補正予算及び平成18年度鳥取県営病院事業会計補正予算は、次のとおりである。

平成 19 年 3 月 2 日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 平成18年度鳥取県一般会計補正予算

平成18年度鳥取県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ999,456千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ380,836,665千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第 2 条 継続費の追加及び変更は、「第 2 表継続費補正」による。

(繰越明許費)

第 3 条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 3 表繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第 4 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 4 表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 5 条 地方債の変更は、「第 5 表地方債補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
7 分担金及び負担金		1,631,233	36,750	1,667,983
	1 分担金	296,102	22,050	318,152
	2 負担金	1,335,131	14,700	1,349,831
9 国庫支出金		53,061,852	△ 353,096	52,708,756
	2 国庫補助金	35,380,016	△ 353,096	35,026,920
10 財産収入		887,159	25	887,184
	2 財産売却収入	321,594	25	321,619
12 繰入金		16,009,077	1,793	16,010,870
	2 基金繰入金	15,309,153	1,793	15,310,946
13 繰越金		1,067,026	429,565	1,496,591
	1 繰越金	1,067,026	429,565	1,496,591
14 諸収入		44,284,196	799,419	45,083,615
	5 受託事業収入	891,453	500	891,953
	8 雑収入	2,100,909	798,919	2,899,828
15 県債		55,853,000	85,000	55,938,000
	1 県債	55,853,000	85,000	55,938,000
歳入合計		379,837,209	999,456	380,836,665

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 24,868,015	千円 △ 5,852	千円 24,862,163
	1 総 務 管 理 費	14,947,391	12,355	14,959,746
	2 企 画 費	4,775,668	△ 18,207	4,757,461
3 民 生 費		35,733,814	△ 124,796	35,609,018
	1 社 会 福 祉 費	25,156,257	△ 32,915	25,123,342
	2 児 童 福 祉 費	8,812,155	△ 91,881	8,720,274
4 衛 生 費		10,018,634	△ 5,733	10,012,901
	1 公 衆 衛 生 費	2,309,027	11,000	2,320,027
	2 環 境 衛 生 費	2,381,530	△ 15,141	2,366,389
	4 医 薬 費	4,002,658	△ 1,592	4,001,066
5 労 働 費		1,193,630	2,252	1,195,882
	1 労 政 費	438,142	2,252	440,394
6 農 林 水 産 業 費		38,656,910	643,402	39,300,312
	1 農 業 費	8,292,790	644,871	8,937,661
	2 畜 産 業 費	1,758,925	32,060	1,790,985
	3 農 地 費	12,572,635	△ 23,666	12,548,969
	5 水 産 業 費	2,407,984	△ 9,863	2,398,121
7 商 工 費		31,710,794	425,774	32,136,568
	2 工 鉱 業 費	5,533,424	425,774	5,959,198

8 土 木 費		59,379,101	△ 39,195	59,339,906
	2 道 路 橋 り よ う 費	32,208,859	△ 63,383	32,145,476
	3 河 川 海 岸 費	14,032,948	748	14,033,696
	5 都 市 計 画 費	4,237,130	32,900	4,270,030
	6 住 宅 費	3,090,836	△ 9,460	3,081,376
9 警 察 費		19,032,746	7,166	19,039,912
	2 警 察 活 動 費	1,996,585	7,166	2,003,751
10 教 育 費		69,711,692	96,438	69,808,130
	4 高 等 学 校 費	16,927,665	96,438	17,024,103
歳 出 合 計		379,837,209	999,456	380,836,665

## 第2表 継続費補正

## 追 加

款	項	事業名	総 額	年 度	年 割 額
10 教育費	4 高等学校費	米子工業高等学校整備費	千円 246,921	18	千円 1,606
				19	119,081
				20	104,604
				21	21,630

## 変 更

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
10 教育費	6 社会教育費	船上山少年自然の家屋根付野外炊飯場整備費	千円 44,768	17	千円 5,699	千円 48,301	17	千円 5,699
			18	3,019	18		3,019	
			19	36,050	19		39,583	

## 第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額	
4 衛生費	2 環境衛生費	氷ノ山キャンプ場 給水設備改修費	千円 6,082	
6 農林水産業費	2 畜産業費	第9回全国和牛能力共進会（肉牛の部）施設整備支援事業費	41,999	
		3 農地費	県営畑地帯総合 整備事業費	308,040
			経営体育成基盤 整備事業費	93,930
			県営中山間地域 総合整備事業費	17,670
			県営一般農道整備事業費	39,390
			団体営水環境整備事業費	7,120
			基盤整備促進事業費	9,917
			農村振興総合整備 統合補助事業費	2,909
			県単土地改良事業費	4,578
			道整備交付金事業費 （広域農道）	207,000
			県営ため池等整備事業費	9,000
		4 林業費	フォレスト・コミュニ ティ総合整備事業費	88,530
			ふるさと林道緊急 整備事業費	64,900
			一般治山事業費	72,654
			地すべり防止事業費	108,904
		5 水産業費	漁港維持管理費	16,009
	漁港建設事業費		31,600	
	港整備交付金事業費		26,690	
7 商工費	2 工鉦業費	弓浜産地維持緊急対策 事業費	30,360	

8 土 木 費	2 道 路 橋 り よ う 費	道 路 補 修 事 業 費	71,900
		道 路 改 良 事 業 費	332,600
		特 殊 改 良 事 業 費	69,000
		地 方 道 路 交 付 金 事 業 費	325,000
	3 河 川 海 岸 費	河 川 改 良 事 業 費	271,800
		通 常 砂 防 事 業 費	89,000
		地 す べ り 対 策 事 業 費	30,000
		急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 事 業 費	14,400
	4 港 湾 費	港 湾 維 持 管 理 費	106,800
		港 湾 修 築 事 業 費	25,500
		港 整 備 交 付 金 事 業 費	108,000
		境 港 管 理 組 合 負 担 金	9,592
	5 都 市 計 画 費	地 方 道 路 交 付 金 事 業 費	52,000
		都 市 公 園 維 持 費	28,060
9 警 察 費	1 警 察 管 理 費	財 産 管 理 費	12,752
10 教 育 費	4 高 等 学 校 費	高 校 教 育 改 革 整 備 事 業 費	65,979
		高 等 学 校 整 備 費	28,853
11 災 害 復 旧 費	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	災 害 関 連 緊 急 治 山 事 業 費	515,614
		18 年 建 設 災 害 復 旧 費	2,110,000
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	災 害 関 連 緊 急 砂 防 事 業 費	1,989,000
計			7,443,132

## 第4表 債務負担行為補正

## 追 加

事 項	期 間	限 度 額
		千円
職員参集システム運營業務委託	平成19年度から 平成21年度まで	2,116
県庁構内駐車場警備業務委託	平成19年度から 平成21年度まで	12,558
県庁舎電気設備等 保守点検業務委託	平成19年度から 平成21年度まで	24,111
県庁舎機械設備保守点検業務委託	平成19年度から 平成21年度まで	104,835
県有施設清掃業務委託	平成19年度から 平成20年度まで	9,690
県有施設消防設備 保守点検業務委託	平成19年度から 平成21年度まで	7,095
自治研修所エレベーター 保守点検業務委託	平成19年度から 平成21年度まで	1,947
庁内LAN等インターネット 接続サービス利用料	平成19年度から 平成21年度まで	32,378
東部総合事務所エレベーター 保守点検業務委託	平成19年度から 平成21年度まで	10,869
東部総合事務所警備業務委託	平成19年度から 平成21年度まで	14,736
東部総合事務所中央監視盤 保守点検業務委託	平成19年度から 平成21年度まで	28,371
東部総合事務所電話交換機等 保守点検業務委託	平成19年度から 平成21年度まで	7,713
八頭総合事務所エレベーター 保守点検業務委託	平成19年度から 平成21年度まで	2,646
八頭総合事務所警備業務委託	平成19年度から 平成21年度まで	11,970
八頭総合事務所電話交換機等 保守点検業務委託	平成19年度から 平成21年度まで	1,383
八頭総合事務所 熱源保守点検委託	平成19年度から 平成21年度まで	1,134
八頭総合事務所非常用発電設備 保守点検業務委託	平成19年度から 平成21年度まで	1,110
中部総合事務所警備業務委託	平成19年度から 平成21年度まで	14,958
西部総合事務所エレベーター保守 点検業務委託	平成19年度から 平成21年度まで	2,382
西部総合事務所警備業務委託	平成19年度から 平成21年度まで	17,985
西部総合事務所電話交換機等 保守点検業務委託	平成19年度から 平成21年度まで	1,827
日野総合事務所エレベーター 保守点検業務委託	平成19年度から 平成21年度まで	2,883
日野総合事務所建築物 環境衛生管理業務委託	平成19年度から 平成21年度まで	1,419
日野総合事務所電話交換機等 保守点検業務委託	平成19年度から 平成21年度まで	1,437
県政だより作成・ デザイン業務委託	平成19年度	5,498



第5回鳥取県総合芸術文化祭 開催事業補助	平成19年度	54,578
鳥取県文化芸術活動支援事業費	平成19年度	16,967
観光プロモーター設置事業補助	平成19年度から 平成21年度まで	75,492
看護学生等修学資金貸付金	平成19年度から 平成23年度まで	411,456
布勢総合運動公園 写真判定装置賃借料	平成19年度から 平成23年度まで	27,415
とっとり環境の森づくり事業費	平成19年度	106,587
緑・木とのふれあい体験事業費	平成19年度	2,400
農業大 学 校 昇 降 機 保 守 管 理 業 務 委 託	平成19年度から 平成21年度まで	2,607
農業大 学 校 監 視 制 御 設 備 保 守 管 理 業 務 委 託	平成19年度から 平成21年度まで	10,386
農業大 学 校 空 調 機 等 保 守 管 理 業 務 委 託	平成19年度から 平成21年度まで	11,991
水産加工経営緊急特別対策 資 金 利 子 補 給	平成19年度から 平成22年度まで	6,122
アユ遡上状況調査業務委託	平成19年度	1,000
一 般 県 道 奥 谷 正 蓮 寺 線 地 方 特 定 道 路 整 備 工 事	平成19年度	12,000
一 般 県 道 鳥 取 砂 丘 線 地 方 特 定 道 路 整 備 工 事	平成19年度	4,000
主 要 地 方 道 郡 家 鹿 野 気 高 線 地 方 特 定 道 路 整 備 工 事	平成19年度	8,000
主 要 地 方 道 智 頭 勝 田 線 地 方 特 定 道 路 整 備 工 事	平成19年度	37,000
一 般 県 道 大 谷 曹 源 寺 線 地 方 特 定 道 路 整 備 工 事	平成19年度	50,000
主 要 地 方 道 米 子 境 港 線 地 方 特 定 道 路 整 備 工 事	平成19年度	50,000
一 般 県 道 旧 奈 和 西 坪 線 地 方 特 定 道 路 整 備 工 事	平成19年度	30,000
一 般 県 道 上 石 見 黒 坂 停 車 場 線 地 方 特 定 道 路 整 備 工 事	平成19年度	65,000
江川単県河川改修工事	平成19年度	25,000
塩見川単県河川改修工事	平成19年度	40,000
細見川単県河川改修工事	平成19年度	42,000
由良川単県河川改修工事	平成19年度	26,000
名和川河川改修工事	平成19年度	13,000
瀬戸川小規模砂防工事	平成19年度	40,000
大袋地区急傾斜地崩壊防止工事	平成19年度	15,000
鳥取空港航空照明及び 電 気 施 設 維 持 管 理 業 務 委 託	平成19年度から 平成21年度まで	75,504
警 察 学 校 等 食 堂 運 営 費	平成19年度	7,000

警察本部庁舎清掃業務委託	平成19年度から平成21年度まで	27,312
警察本部庁舎保守管理費	平成19年度から平成21年度まで	32,109
県立学校電気・消防設備管理等業務委託	平成19年度から平成21年度まで	98,459
全寮制農業高等学校寄宿舎給食業務委託	平成19年度から平成21年度まで	52,545
鳥取養護学校通学バス運行業務委託	平成19年度から平成21年度まで	43,902
学校教育支援室機器等賃貸借料	平成19年度から平成23年度まで	3,455
鳥取県生涯学習フェスティバル開催事業費	平成19年度	2,500
青谷上寺地遺跡事務所開設事業費	平成19年度	1,500
第38回日展鳥取展開催費負担金	平成19年度	3,000
芸術文化事業(高等学校芸術劇場開催費)	平成19年度	8,190
企画展開催費	平成19年度	4,848
大学等進学資金助成金	平成19年度	3,010

変 更

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
木の住まい建設資金補助	平成19年度	補助金総額112,200千円を限度として、平成18年度に選定結果通知及び住宅登録通知を行った額から平成18年度に交付した額を差し引いた額	木の住まい建設資金補助	平成19年度	補助金総額135,300千円を限度として、平成18年度に選定結果通知及び住宅登録通知を行った額から平成18年度に交付した額を差し引いた額

第5表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
土地改良費	1,647,000				1,680,000			
道路橋りょう維持費	1,993,000				1,985,000			
交通指導取締費	501,000				506,000			
高等学校施設設備整備費	2,295,000				2,350,000			
計	55,853,000				55,938,000			

## 平成18年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計補正予算

平成18年度鳥取県の用品調達等集中管理事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32,338千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,274,445千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		千円 3,242,050	千円 32,338	千円 3,274,388
	1 用品調達事業収入	453,216	32,338	485,554
歳入合計		3,242,107	32,338	3,274,445

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		千円 3,242,107	千円 32,338	千円 3,274,445
	1 用品調達事業費	453,216	32,338	485,554
歳出合計		3,242,107	32,338	3,274,445

## 平成18年度鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算

平成18年度鳥取県の母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表債務負担行為」による。

**第1表 債務負担行為**

事 項	期 間	限 度 額
修学資金等貸付金	平成19年度から 平成23年度まで	千円 131,958

**平成18年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算**

平成18年度鳥取県の天神川流域下水道事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ115,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,419,534千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		千円 832,850	千円 △ 23,500	千円 809,350
	1 負 担 金	832,850	△ 23,500	809,350
3 国庫支出金		341,000	△ 68,000	273,000
	1 国庫補助金	341,000	△ 68,000	273,000
4 繰入金		216,742	△ 500	216,242
	1 一般会計繰入金	216,742	△ 500	216,242
5 県 債		123,000	△ 23,000	100,000
	1 県 債	123,000	△ 23,000	100,000
歳 入 合 計		1,534,534	△ 115,000	1,419,534

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 流域下水道事業費		千円 1,199,473	千円 △ 115,000	千円 1,084,473
	1 流域下水道 建設事業費	593,100	△ 115,000	478,100
歳 出 合 計		1,534,534	△ 115,000	1,419,534

## 第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
天神川流域 下水道事業費	千円 123,000				千円 100,000			
計	123,000				100,000			

## 平成18年度鳥取県育英奨学事業特別会計補正予算

平成18年度鳥取県の育英奨学事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第1条 債務負担行為の追加及び変更は、「第1表債務負担行為補正」による。

## 第1表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
育英奨学生貸付金 (大学等奨学金)	平成19年度から 平成24年度まで	千円 195,912

## 平成18年度鳥取県営電気事業会計補正予算

(総 則)

第1条 平成18年度鳥取県営電気事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
企業会計システム賃借料及び保守委託	平成19年度から 平成22年度まで	9,485千円
佐治発電所エレベータ保守委託	平成19年度から 平成21年度まで	2,619千円

## 平成 18 年度鳥取県営工業用水道事業会計補正予算

(総 則)

第 1 条 平成 18 年度鳥取県営工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第 2 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
企業会計システム賃借料及び 保守委託	平成 19 年度から 平成 22 年度まで	4,366 千円

## 平成 18 年度鳥取県営埋立事業会計補正予算

(総 則)

第 1 条 平成 18 年度鳥取県営埋立事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第 2 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
企業会計システム賃借料及び 保守委託	平成 19 年度から 平成 22 年度まで	1,205 千円

## 平成 18 年度鳥取県営病院事業会計補正予算

(総 則)

第 1 条 平成 18 年度鳥取県営病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
中央病院基準寝具等賃借料	平成 19 年度から 平成 21 年度まで	50,634 千円
厚生病院基準寝具等賃借料及び 洗濯業務委託	平成 19 年度から 平成 23 年度まで	112,385 千円
厚生病院カーテン賃借及びメ ンテナンス業務委託	平成 19 年度から 平成 23 年度まで	19,900 千円
厚生病院内視鏡機器賃借料	平成 19 年度から 平成 23 年度まで	41,145 千円
厚生病院マルチスライス式コン ピュータ断層撮影装置 (C T)	平成 19 年度から 平成 23 年度まで	48,565 千円

## 保守点検委託

厚生病院磁気共鳴断層撮影装置 (MR I) 保守点検委託	平成 19 年度から 平成 23 年度まで	44, 115 千円
厚生病院警備保障及び休日・夜 間等受付業務委託	平成 19 年度から 平成 23 年度まで	131, 415 千円
厚生病院公用車運転業務委託	平成 19 年度から 平成 23 年度まで	4, 000 千円
厚生病院放射線量測定業務委託	平成 19 年度から 平成 23 年度まで	4, 000 千円
厚生病院清掃業務、食器洗浄業 務委託	平成 19 年度から 平成 23 年度まで	234, 643 千円
厚生病院網戸・ヘアトラップ 清掃業務委託	平成 19 年度から 平成 23 年度まで	3, 725 千円
厚生病院核医学検査室 (R I 室) 環境測定、施設点検業務委託	平成 19 年度から 平成 23 年度まで	6, 910 千円
厚生病院ボイラー設備保守点検 業務委託	平成 19 年度から 平成 23 年度まで	7, 980 千円
厚生病院大気汚染・下水水質検 査業務委託	平成 19 年度から 平成 23 年度まで	5, 050 千円
厚生病院電気使用料	平成 19 年度	68, 250 千円

## 鳥取県告示第 174 号

堺市を全国自治宝くじ事務協議会に加えるとともに、全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 6 の規定により、その例によることとされる同法第 252 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 3 月 2 日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 全国自治宝くじ事務協議会を設ける普通地方公共団体の数の増加に関する事項

## (1) 加入地方公共団体の名称

堺市

## (2) 加入年月日

平成 18 年 4 月 1 日



## 2 全国自治宝くじ事務協議会規約の変更に関する事項

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更する規約  
全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。  
第 3 条第 2 号中「静岡市」の次に「、堺市」を加える。

## 附 則

この規約は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

---

**鳥取県告示第 175 号**

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第 10 条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成 19 年 4 月 16 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 2 日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

## 1 申請のあった年月日

平成 19 年 2 月 16 日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人伯耆みらい

## 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

渡部 末吉

## 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

西伯郡伯耆町大殿 1010

## 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、障害者自立支援事業を中心に、障害のある方が、自立した日常生活、社会活動を営めるための支援を行い、ノーマライゼーションの町づくりを推進することを目的とする。

---

**鳥取県告示第 176 号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 2 日

鳥取県日野総合事務所長 狩 野 宏

## 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町中菅字掛橋谷 1059 の 2、1060 の 1、1061 の 1、字金井谷 1080 の 3、上菅字宝殿ヶ塔 38 の 4、字ノヅキ岩 40 の 1、42 の 1、字田ノ塔山 140 の 1、字棚谷山 141 の 10、141 の 12、字小石堂内林 853 の 3、853 の 7、856 の 2、856 の 9、856 の 10、字人向山 863 の 16、863 の 20

## 2 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

## 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採を禁止する。

イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県日野総合事務所農林局林業振興課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 鳥取県告示第 177 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 3 月 2 日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
医療法人養和会	米子市上後藤三丁目 5-1	通所リハビリテーションセンターかみごとう	米子市上後藤三丁目 5-1	通所リハビリテーション	平成 18 年 11 月 1 日

#### 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
医療法人養和会	米子市上後藤三丁目 5-1	デイケアセンター仁風荘	米子市上後藤三丁目 5-1	介護予防通所リハビリテーション	平成 18 年 4 月 1 日
〃	〃	通所リハビリテーションセンターかみごとう	〃	〃	平成 18 年 11 月 1 日

### 鳥取県告示第 178 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項の規定に該当する特定計量器の定期検査を実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 3 月 2 日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1 実施区域

境港市、西伯郡、日野郡並びに東伯郡北栄町及び琴浦町

#### 2 実施期間

平成19年4月2日（月）から平成20年3月31日（月）まで

### 3 実施場所

当該特定計量器の所在の場所

#### 鳥取県告示第179号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項の規定に基づき、平成19年1月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

平成19年3月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

製造事業場の所在地及び名称	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験項目		違反の有無及び違反の内容
				動物性飼料	肉骨粉	
鳥取市 有限会社ティー エムアール鳥取	鳥取市上原897-1 有限会社ティーエ ムアール鳥取	タイプN	平成19年1月			無
東伯郡琴浦町 川東飼料組合	東伯郡琴浦町大字金 屋大高谷22-83 川東飼料組合	手嶋・三嶋T MR	〃	〃	〃	〃
西伯郡伯耆町 渡邊泰弘	西伯郡伯耆町大原 991-36 渡邊泰弘	新生	平成18年12月	〃	〃	〃
日野郡日南町 三森一夫	日野郡日南町神戸上 3337-3 三森一夫	鳥取ミックス	平成19年1月	〃	〃	〃

#### 鳥取県告示第180号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年3月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

##### 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字小羽尾字直ク谷825、828から830まで、字浅谷笹原口836、838、839、845、847、字笹原849、851、852、855、856、859

##### (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

##### (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものと

する。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字大羽尾字佐左衛門谷455、456の2、457、468、469、大字小羽尾字浅谷笹原口860の1、  
860の3、861の1、862の1、宇陸上坂893の1、893の3から893の5まで、895、宇船磯903、905

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

#### 鳥取県告示第 181 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年3月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字牧谷字竹美尻1408、字大口1410、1412、1413、1415、字田井大口1418から1423まで、1424の3、1426、字下大口1428から1430まで、1430の1、1430の2、1432、1433、字徳沢1434、1436、字竹頼1443、字下竹頼1462、1464、1466、1467、1469、1470の1、字王子谷堤下1473の1、1473の5、1475、1476の1、1476の4、1478の1、字王子谷1478の8、1478の9、1480の1、1480の7、1480の8、1481、1482、1484の1、1487から1489まで、字又助谷1500

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第 182 号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 2 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡智頭町大字三田字登り尾1070、字茗荷谷1071、字二番ヶ谷1080の1、1080の2、字一番ヶ谷1081
  - (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡智頭町大字智頭字榎木谷平2586の1、2586の2、2587の1
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐は、択伐による。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第 183 号**

車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が 4.1 メートルである道路を次のとおり指定し、かつ、同令第 10 条第 1 項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが 3.8 メートルを超え 4.1 メートル以下の車両の通行方法を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和 36 年建設省令第 28 号）第 2 条の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 2 日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 指定する道路の種類、路線名及び区間並びに指定する期日

道路の種類	路線名	指定する道路の区間	指定する期日
主要地方道	米子大山線	米子市二本木字岩屋畑710-1地先から同市流通町字下ココロ8-2地先まで	平成19年4月1日
一般県道	淀江インター線	西伯郡大山町安原字寺内境728地先から米子市淀江町今津字岸ノ前144-1地先まで	〃

## 2 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次に掲げる通行方法によらなければならない。

## (1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

## (2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

## (3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

## 選挙管理委員会告示

## 鳥取県選挙管理委員会告示第12号

日南町選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により次のとおり同条第1項第3号の個人演説会等を開催することができる施設の指定をした旨の報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 2 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

施設の名称	所在地
日南町阿毘縁会館	日南町阿毘縁 1238-1

## 鳥取県選挙管理委員会告示第13号

日南町選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設の名称を変更した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

平成 19 年 3 月 2 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

変更前	変更後
日南町公民館山上支館	日南町基礎集落圏防雪体制整備事業施設山上会館

**鳥取県選挙管理委員会告示第 14 号**

日南町選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設の指定を解除した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

平成 19 年 3 月 2 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

指定を解除した施設の名称	所在地
日南町立阿毘縁生活改善センター	日南町阿毘縁 1251-2

**公 告**

職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 46 条第 2 項の規定に基づき、平成 19 年度前期実施の技能検定を次のとおり実施する。

平成 19 年 3 月 2 日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 技能検定を実施する等級別の職種（作業）

## (1) 1 級及び 2 級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）

造園（造園工事作業）

金属熱処理（一般熱処理作業）

機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、心無し研削盤作業、数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業、マシニングセンタ作業）

放電加工（数値制御形彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業）

金属プレス加工（金属プレス作業）

鉄工（構造物鉄工作業）

建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）

めっき（電気めっき作業）

仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）

産業車両整備（産業車両整備作業）

鉄道車両製造・整備（機器ぎ装作業、内部ぎ装作業、配管ぎ装作業、電気ぎ装作業）

建設機械整備（建設機械整備作業）

婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）  
紳士服製造（紳士注文服製作作業）  
布はく縫製（ワイシャツ製造作業）  
家具製作（家具手加工作業）  
建具製作（木製建具手加工作業、木製建具機械加工作業）  
プラスチック成形（射出成形作業）  
石材施工（石張り作業）  
とび（とび作業）  
左官（左官作業）  
タイル張り（タイル張り作業）  
畳製作（畳製作作業）  
防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、FRP防水工事作業）  
内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）  
熱絶縁施工（保温保冷工事作業）  
サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）  
表装（表具作業、壁装作業）  
塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、噴霧塗装作業）  
広告美術仕上げ（広告面ペイント仕上げ作業、広告面粘着シート仕上げ作業）  
写真（肖像写真作業）  
フラワー装飾（フラワー装飾作業）

(2) 3級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）  
造園（造園工事作業）  
機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、数値制御旋盤作業、マシニングセンタ作業）  
建築板金（内外装板金作業）  
めっき（電気めっき作業）  
仕上げ（機械組立仕上げ作業）  
機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業）  
電子機器組立て（電子機器組立て作業）  
とび（とび作業）  
左官（左官作業）  
内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）  
広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）  
フラワー装飾（フラワー装飾作業）

(3) 単一等級

路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカーク工事作業、加熱ペイントマシンマーカーク工事作業）  
塗料調色（調色作業）  
産業洗浄（高圧洗浄作業）

2 技能検定の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の実施期日等

(1) 実技試験

ア 実施期日

平成 19 年 6 月 11 日（月）から同年 9 月 16 日（日）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が



通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、平成 19 年 6 月 4 日（月）から鳥取県職業能力開発協会の掲示板に掲示するとともに、受検申請者に送付する。ただし、一部の職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

(ア) 1 級及び 2 級

職 種	実 施 期 日
造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、布はく縫製、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工及び塗装	平成 19 年 8 月 26 日（日）
機械加工、鉄工、めっき、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作、内装仕上げ施工及び広告美術仕上げ	平成 19 年 9 月 2 日（日）
写真	平成 19 年 9 月 5 日（水）
園芸装飾、放電加工、建築板金、仕上げ、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、石材施工、タイル張り、熱絶縁施工、表装及びフラワー装飾	平成 19 年 9 月 9 日（日）

(イ) 3 級

職 種	実 施 期 日
園芸装飾、造園、機械加工、建築板金、めっき、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、とび、左官、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ及びフラワー装飾	平成 19 年 7 月 29 日（日）

(ウ) 単一等級

職 種	実 施 期 日
産業洗浄	平成 19 年 8 月 26 日（日）
路面標示施工及び塗料調色	平成 19 年 9 月 9 日（日）

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

4 手数料

(1) 実技試験

ア 1 級及び 2 級

職 種	手 数 料
下記以外の職種	15,700 円
婦人子供服製造	13,000 円

イ 3 級

職 種	手 数 料	
	在 校 生	在校生以外
園芸装飾ほか 12 職種	10,500 円	15,700 円

ウ 単一等級

15,700 円

(2) 学科試験

3,100 円

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取県職業能力開発協会

住所 〒680-0845 鳥取市富安二丁目 159 久本ビル 5 階

電話 0857-22-3494

(3) 受付期間

平成 19 年 4 月 3 日（火）から同月 13 日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで。

なお、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達による場合は、平成 19 年 4 月 13 日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り、受け付ける。

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内は、鳥取県職業能力開発協会配布する。

イ 申請書を郵送又は信書便による送達をする場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者に係る受検申請については、1 に掲げる職種以外の職種（指定試験機関が実施する職種を除く。）についても、受け付ける。

エ 手数料は、4 に掲げる金額を所定の銀行振込用紙により、鳥取県職業能力開発協会へ納付すること。

オ 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はない。

カ 受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 合格者の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者は、平成 19 年 8 月 28 日（火）（同年 7 月 29 日（日）に学科試験を実施する職種に限る。）及び平成 19 年 10 月 10 日（水）（同年 8 月 28 日（火）に合格発表を行わない職種に限る。）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の 1 階掲示板等にその受検番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県ホームページ（とりネット）に掲載する。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が平成 19 年 8 月 28 日（火）（同年 7 月 29 日（日）に学科試験を実施する職種に限る。）及び平成 19 年 10 月 10 日（水）（同年 8 月 28 日（火）に合格発表を行わない職種に限る。）付けの書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書の交付

1 級及び単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣名の、2 級及び 3 級の技能検定合格者には鳥取県知事名の合格証書を交付する。

7 その他

不明な点については、鳥取県職業能力開発協会（電話 0857-22-3494）又は鳥取県商工労働部労働雇用課（電話 0857-26-7222）に問い合わせること。

職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 46 条第 2 項の規定に基づき、平成 19 年度随時実施の技能検定を次のとおり実施する。

平成 19 年 3 月 2 日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 技能検定を実施する等級別の職種

### (1) 3 級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

### (2) 基礎 1 級及び基礎 2 級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

## 2 技能検定の方法

実技試験及び学科試験

## 3 技能検定試験の実施期日等

### (1) 実技試験

#### ア 実施期日

平成 19 年 4 月 1 日（日）から平成 20 年 3 月 31 日（月）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

#### イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

#### ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検申請者に送付する。ただし、一部の職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

### (2) 学科試験

#### ア 実施期日

平成 19 年 4 月 1 日（日）から平成 20 年 3 月 31 日（月）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

#### イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

## 4 手数料

### (1) 実技試験

職 種	手 数 料
下記以外の職種	15,700 円
機械検査及び婦人子供服製造	13,000 円

## (2) 学科試験

3,100 円

## 5 受検申請の手続

## (1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

## (2) 提出先

鳥取県職業能力開発協会

住所 〒680-0845 鳥取市富安二丁目 159 久本ビル 5 階

電話 0857-22-3494

## (3) 受付期間

随時（平成 19 年 12 月 28 日（金）、同月 31 日（月）、平成 20 年 1 月 2 日（水）、同月 3 日（木）、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く日の午前 9 時から午後 5 時までに限る。）受け付ける。（原則として、技能検定の受検を希望する日の 30 日前までとする。）

## (4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内は、鳥取県職業能力開発協会配布する。

イ 申請書を郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達をする場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

ウ 手数料は、4 に掲げる金額を所定の銀行振込用紙により、鳥取県職業能力開発協会へ納付すること。

エ 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はない。

オ 受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

カ 3 級の技能検定については、受検しようとする職種に係る基礎 1 級又は基礎 2 級の技能検定に合格した者に限り、受検することができる。

## 6 合格通知等

## (1) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が書面で通知する。

## (2) 技能検定合格証書の交付

技能検定合格者には、鳥取県知事名の合格証書を交付する。

## 7 その他

この技能検定は、外国人研修・技能実習制度に係る研修成果の評価及び習得技能等の認定に活用するものである。

不明な点については、鳥取県職業能力開発協会（電話 0857-22-3494）又は鳥取県商工労働部労働雇用課（電話 0857-26-7222）に問い合わせること。

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 3 月 2 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 2 月 6 日付鳥取県告示第 106 号）の内容

（告示の内容）

1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

野澤 哲彦	岩美郡岩美町大字長谷字萩ヶ谷 1048 の 19
-------	--------------------------

（2） 保安林として指定された目的

水源のかん養

（3） 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 主伐は、択伐による。

（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

長田 隆夫	岩美郡岩美町大字長谷字平次郎谷 269 の 3
〃	岩美郡岩美町大字長谷字稗畑 345 の 2
〃	岩美郡岩美町大字長谷字稗畑 345 の 30
〃	岩美郡岩美町大字長谷字隠谷 1042 の 3
中野 政雄	岩美郡岩美町大字長谷字尖り山 1047 の 19
〃	岩美郡岩美町大字長谷字尖り山 1047 の 23
〃	岩美郡岩美町大字長谷字茗荷谷 1056 の 18

（2） 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

（3） 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 主伐に係る伐採種は、定めない。

（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

中野 政雄	岩美郡岩美町大字長谷字左近田 192 の 3
山本小太郎	岩美郡岩美町大字長谷字上総附 307

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え  
置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 岩美町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき  
森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、  
同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 3 月 2 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、  
森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変  
更予定の告示(平成 19 年 2 月 6 日付鳥取県告示第 107 号)の内容  
(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

松本 達則	西伯郡伯耆町大内字見出 1030
神庭 信夫	〃
松本 達則	西伯郡伯耆町大内字高所 1037 の 1
神庭 信夫	〃
松本 達則	西伯郡伯耆町大内字高谷 1038 の 1
神庭 信夫	〃
松本 達則	西伯郡伯耆町大内字奥見出 1048

神庭 信夫	〃
松本 達則	西伯郡伯耆町大内字奥見出 1049
神庭 信夫	〃

## (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、伯耆町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び伯耆町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

## 3 通知の掲示場所 伯耆町役場

## 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 3 月 2 日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

## 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成 19 年 2 月 9 日付鳥取県告示第 118 号)の内容

(告示の内容)

## (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

大岩 幸子	日野郡江府町大字御机字本谷 707 の 1
白根多美治	〃
大岩 幸子	日野郡江府町大字御机字本谷 707 の 10
白根多美治	〃
大岩 幸子	日野郡江府町大字御机字本谷 707 の 14
加藤 喜弘	日野郡江府町大字俣野字鉄穴平 2561 の 6
下原 一夫	日野郡江府町大字俣野字鉄穴平 2563 の 1

〃	日野郡江府町大字俣野字堤原 2564 の 1
---	------------------------

## (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、江府町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び江府町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

## 3 通知の掲示場所 江府町役場

## 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 3 月 2 日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

## 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成 19 年 2 月 9 日付鳥取県告示第 119 号)の内容

(告示の内容)

## 1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

澤田甚太郎	日野郡江府町大字助澤字細谷上ミ 11 の 2
〃	日野郡江府町大字助澤字細谷上ミ 12 の 2
大岩亀四郎	日野郡江府町大字御机字細谷 744 の 3
下原 忠	日野郡江府町大字俣野字林ケ谷 2582
佐伯 玲子	日野郡江府町大字俣野字吉ケ谷カゲ 2588
下原 一夫	日野郡江府町大字俣野字吉ケ谷日向 2590
森 満	日野郡江府町大字俣野字吉ケ谷日向 2591
下原 米吉	〃
下原 一夫	日野郡江府町大字俣野字吉ケ谷日向 2592



下原 米吉	〃
下原 一夫	日野郡江府町大字俣野字吉ヶ谷日向 2593
森 満	日野郡江府町大字俣野字穴ヶ峠平 2599 の 1
下原 米吉	〃
森 満吉太	日野郡江府町大字俣野字穴ヶ峠平 2600
下原 米吉	〃
森 満吉太	日野郡江府町大字俣野字穴ヶ峠平 2601
下原 米吉	〃
下原 一夫	日野郡江府町大字俣野字後口ノ谷 2711
下原 榮市	日野郡江府町大字俣野字牧塔 2716

## (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、江府町森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

川上作次郎	日野郡江府町大字御机字向山 732 の 1
-------	-----------------------

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、江府町森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び江府町役場に備え  
置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 江府町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき  
森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、

同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 3 月 2 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 2 月 9 日付鳥取県告示第 120 号）の内容  
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

古井 彦市	日野郡日南町阿毘緑字中倉 2014 の 1（次の図に示す部分に限る。）
木下 正知	〃
古井 彦市	日野郡日南町阿毘緑字中倉 2015 の 1（次の図に示す部分に限る。）
木下 正知	〃
岸 又藏	日野郡日南町阿毘緑字ケツ田山 2689
岸 亮	〃
足立 伊藏	〃
木下 正知	〃
〃	日野郡日南町阿毘緑字小林山 2950
岸 又藏	日野郡日南町阿毘緑字向悪道山 2951
岸 亮	〃
真田 真藏	〃
足立 伊藏	〃
木下 正知	日野郡日南町阿毘緑字家ノ奥 2962
〃	日野郡日南町阿毘緑字堂ノ奥 2965
〃	日野郡日南町阿毘緑字下モ牛ノ首 2984 の 1
岸 重則	日野郡日南町下阿毘緑字川茂山 1715 の 1
岸 壽一	〃
木下 正知	〃
岸 重則	日野郡日南町下阿毘緑字川茂山 1715 の 2
岸 壽一	〃
木下 正知	〃
岸 重則	日野郡日南町下阿毘緑字中倉山 1718 の 1

岸 壽一	日野郡日南町下阿毘縁字中倉山 1719 の 1
”	日野郡日南町下阿毘縁字中倉山 1719 の 2
”	日野郡日南町下阿毘縁字中倉山 1719 の 4
”	日野郡日南町下阿毘縁字中倉山 1719 の 5
岸 重則	日野郡日南町下阿毘縁字柳谷 1721 の 1
山城 正美	”
岸 重則	日野郡日南町下阿毘縁字柳谷 1721 の 2
山城 正美	”
岸 壽一	日野郡日南町下阿毘縁字柳谷 1721 の 3
岸 千藏	日野郡日南町下阿毘縁字大塚 1735 の 1
岸 重則	日野郡日南町下阿毘縁字井手ノ谷 1736 の 1 (次の図に示す部分に限る。)
木下 正知	”
岸 重則	日野郡日南町下阿毘縁字井手ノ谷 1736 の 2 (次の図に示す部分に限る。)
木下 正知	”
岸 壽一	日野郡日南町下阿毘縁字善四郎山 1743 の 1
”	日野郡日南町下阿毘縁字善四郎山 1744 の 1
木下 正知	日野郡日南町下阿毘縁字上鑪陰地山 2281 (次の図に示す部分に限る。)
木村 幹雄	”
木村 義明	”
木村 博明	”
木下 正知	日野郡日南町下阿毘縁字上鑪陰地山 2282 の 1 (次の図に示す部分に限る。)
木村 幹雄	”
木村 義明	”
木村 博明	”
木下 正知	日野郡日南町下阿毘縁字上鑪陰地山 2282 の 2
木村 幹雄	”
木村 義明	”
木村 博明	”
木村 幹雄	日野郡日南町下阿毘縁字板橋山 2285 (次の図に示す部分に限る。)
木村 義明	”
木村 博明	”
西村 晃義	日野郡日南町菅沢字寺床 1220 の 1 (次の図に示す部分に限る。)
坂本 信吉	日野郡日南町菅沢字秋原林 2093 の 4

栃木 輝世	日野郡日南町菅沢字秋原林 2093 の 45
-------	------------------------

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 日南町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課